

草津市地域包括支援センター運営方針の改正について

1. 改正内容

<主な改正点>

| | 改正内容 | 改正理由 |
|---|---|--|
| 1 | P. 2 「Ⅱ 基本的な運営方針-4.」 地域包括支援センターの機能強化に向けた重点的な取組内容を明記しました。 | 現在、機能強化に向けて重点的に進めている取組を明記することにより、市と地域包括支援センターとの間で共通認識を持ちやすくするため。 |
| 2 | P. 9 「(5) 感染症や災害への対応力強化」 感染症対策および業務継続に向けた取組に努めることを新たに記載しました。 | 感染症や災害への対応力強化を図り、日頃からの備えと業務継続に向けた取組を推進するため。 |
| 3 | P. 9 「(6) ICTの活用推進」 タブレット端末等のICTを活用することにより、相談体制の充実および業務の効率化を図ることを新たに記載しました。 | 地域包括支援センターへのタブレット端末の導入により、コロナ禍においても、感染防止策を講じたうえで適切な相談体制の構築を図るため。 |

<その他>

地域包括支援センターの運営にかかる現状の業務内容や各種計画にあわせて、表現を修正しました。

❖承認いただきたいこと❖

上記の改正内容を反映した『資料3-2 草津市地域包括支援センター運営方針(案)』につきまして、運営協議会の承認をいただきたい。